

2023年10月12日

苫小牧市
市長 岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会
会長 日西 和広

連合北海道苫小牧地区連合
会長 諸橋 克幸

2024年度の予算編成・行政運営に関する「要求と提言」

貴職におかれましては、地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

北海道は、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。道内の雇用情勢は、回復の兆しを見せつつも、介護や医療、農林漁業、建設、自動車運転手、観光など幅広い業種において、人手不足の状態が続いています。物価高騰にも直面し、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められます。

また近年は、多発・激甚化する自然災害により、防災・減災に関する様々な課題が明らかになり、感染対策を講じた上でのこれらの対応が急がれます。このような様々な課題を前に、地域で住民が安心して暮らし続けることができるよう、自治体行政の果たす役割は極めて重要となっています。

連合北海道胆振地域協議会並びに苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2024年度予算編成において反映されますよう要請いたします。

記

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① 良質で安定的な雇用を維持・創出するよう、企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開する。また、厳しい経営状況が続く中小・小規模事業者に向けて、各自治体における「中小企業振興条例」活用のための環境整備を進め、地域における労働団体の役割・責任を明確化する。
- ② 障がい者の雇用を積極的に推進し、公務職場における障がい者への差別禁止と合理的配慮の提供に必要な体制の整備と予算の確保を行う。
- ③ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「人材確保等支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援する。
- ④ 公共サービスの質の確保や向上、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福

社や安全な暮らしの増進、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定する。

- ⑤ 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の趣旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保する。

(2) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金貸付事業などを実施し生活の安定を図る。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずる。
- ② 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求める。
 - イ) 雇用保険は、特例一時金を50日に復活する。
 - ロ) 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。
 - ハ) 建設業退職金共済制度への加入を促進するとともに、掛金納付月数が24月未満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

(3) 外国人技能実習制度の適正な運用と外国人労働者の保護

- ① 技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者の権利を擁護し、適正な就労環境の下で働けるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底する。
- ② 自治体において外国人労働者との交流・生活支援事業を推進する。

(4) 「北海道最低賃金」の履行確保

- ① 10月1日からは北海道地方最低賃金が40円引きあがり960円となるため、委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとる。

2. 地域におけるジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) ジェンダー平等の推進

- ① 2018年3月に策定された「第3次北海道男女平等参画基本計画」にそって、すべての市町村において男女平等参画計画を制定する。
- ② ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識改革を促進するため、性による差別やジェンダー・バイアス（社会的な性差に対する固定概念や偏見）にもとづく言動（いわゆる「ジェンダー・ハラスメント」）を根絶する。
- ③ 選択的夫婦別氏制度の早期導入を目指すよう国に求めるとともに、法改正までの間、旧姓・通称の利用など実効性ある制度運用を行う。
- ④ 多様なライフスタイルに対応できる社会に向けて、道と連携し円滑な運用事例などの情報提供を通じた「同性パートナーシップ制度」の推進へ向けて取り組む。

3. 地域包括ケアシステムの構築と医療・介護提供体制の確立

(1) 適切なサービスの提供

- ① 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するととも

に、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。

- ② 切れ目のない医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、感染症対策も含めて自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進するとともに、オンライン受診や周辺自治体の病院等との連携システムを構築する。
- ③ 北海道ケアラー支援条例に沿って、ヤングケアラーを含むケアラーへの支援を協力を推進するため、自治体・要対協・医療・福祉・学校等の連携のもと、市町村は道と一体となって具体的支援策を推進する。

(2) 介護職員の処遇改善と人材確保

- ① 介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかる。
- ② 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大する。
- ③ ケアマネージャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかる。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底する。

4. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

- ① 「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」の重層的支援体制整備事業に対応すべく、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、困窮などについて、市町村と道は積極的に連携し、市町村地域福祉計画を策定する。
- ② 障がい者差別解消にあたり、相談窓口を明確化し、すべての市町村において「障害者差別解消支援地域協議会」を設置する。

(2) 「子どもの貧困」の解消

- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行い、子どもに対する教育の機会均等を保障する。
- ② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充する。

(3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

- ① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかける。
- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や相談窓口を設置し、障がい等により文字を書くことが困難な者等の口頭での申請が認められることなど、申請権が損なわれないよう指導を徹底する。
- ③ 生活保護申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護

の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」（2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡）ことを踏まえ、扶養義務の履行を要保護認定の前提としないとともに、要保護者が申請を躊躇したり、家族関係の悪化を来したりということのないよう、慎重かつ柔軟な対応を行う。

5. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

(1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

- ① 住宅支援策として、以下の取組みを行う。
 - イ) 「空き家等対策計画」を策定し、道と連携して空き家等対策に関する近隣市町村間の情報共有や調整を行う。
 - ロ) 改正住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会を設置し、「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住宅喪失者に無償提供する。
- ② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求める。

(2) 公共交通・生活交通の確保

- ① 「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」を策定し、住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかる。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求める。
- ② いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。

(3) 防災ネットワークの構築

- ① 「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行う。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・障がい者等の委員を参画させる。
- ② 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備するとともに、防災に関わる職員の確保・育成にむけた予算措置を講ずる。
- ③ 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手手段の確保、感染症対策を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整える。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達にかかる支援体制を整備する。
- ④ 2021年4月に義務化された介護施設・事業所等における事業継続計画（BCP）の策定に関して、未策定の事業所に対して2024年4月の完全義務化までに早急に策定支援するとともに、BCPは新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とする。

6. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定する。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、すべての子どもたちのゆたかな教育を保障するため、教員の持ち授業時間数の上限設定にもとづく教職員定数改善と教頭・養護教諭・栄養教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう国に求める。
- ② 高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求める。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行う。
- ③ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかる。
- ④ 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を「確立し、地域の高校を存続させるよう道に求める。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行わず、子どもの教育への観点に加え、学校が果たす地域コミュニティの拠点としての福祉・防災などの役割も十分に考慮し、学校・保護者・地域の声を踏まえ慎重に検討する。

以 上

2023年10月12日

苫小牧市

市長 岩倉 博文 様

連合北海道苫小牧地区連合
会長 諸橋 克幸

2024年度の予算編成・行政運営に関する

「要求と提言」

はじめに

貴職におかれましては、苫小牧地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、誠心誠意御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

今年の5月に政府は、新型コロナウイルス感染症を2類から5類感染症に位置付けられました。

8月以降、第9波においてはオミクロン株派生型「XBB・1.5」に置き変わり増加傾向にあります。

苫小牧市においては感染防止対策を実行して、ワクチン接種の迅速な対応など市民の命と健康を守る最大限の取り組みをされていることに感謝を申し上げます。

更に継続する感染拡大は、医療従事者のみなさんや介護職員のみなさんの命と健康を守る対策をはじめとして、幼児保育・学校・外食産業・第1次産業に携わるみなさんへの対応、さらには将来を担う子供たちへの心身のケアなど経済・社会・雇用に対してますます大きな影響を与え続けております。

北海道においては、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。道内の雇用情勢は、回復の兆しを見せつつも、介護や医療、農林漁業、建設、自動車運転手、観光など幅広い業種において、人手不足の状態が続いています。物価高騰に直面し、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められます。

苫小牧地域で市民が安心して暮らし続けることができるように、自治体の果たす役割はますます重要となっています。

苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から連合胆振地協の「要求と提言」に合わせて苫小牧に特化した課題のみをとりまとめた「要求と提言」を提出いたします。

要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2023年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

連合北海道苫小牧地区連合
会長 諸橋克幸

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地場産業の振興の推進

苫小牧市が策定した苫小牧都市再生コンセプトプランでは、環境と産業が共生する持続可能な都市の実現に向けて今後、具体的な取り組みを進めることになると思われるが、中心市街地空洞化はなおも継続している喫緊の課題であり、苫小牧駅前周辺の活性化を意識した計画が重要である。

引き続き、駅前を含めた市の中心商店街及び近隣商店街の振興と空き店舗対策を推進すること。また、苫小牧市民の声を反映させた苫小牧市の将来を見据えた環境整備等を継続実施すること。

(2) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

少子高齢化は苫小牧市の健全な財政確保のためにも大きな課題になっている。コロナ渦による新たな働き方が全国的に模索されている中で、リモートによる働き方は都会の高い家賃を払うより、社員の希望する地域や出身地元で働くことができるなど働き方の見直しが検討されており、また、若者の中では、U・I・Jターン就職を希望する傾向も現れているほか、新たな流れとして各自治体ではスタートアップ事業への行政支援が検討されている。

市はそれらの若者が希望する職場と生活を積極的に支援するよう「魅力ある苫小牧のPR」を地域企業と連携して引き続き推進するとともに、地域の特性を活かした雇用を創出し、効果的な周知を図ること。

(3) 改定「北海道最低賃金」の履行確保

北海道における最低賃金は、現行の920円から40円引き上げ960円に改正することで結審し、10月1日から改定されることとなり過去最大の引き上げ幅となった。

苫小牧市においては、委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直しすること。

2. 地域中核病院の基盤整備と地域医療体制の確立

- (1) 苫小牧市立病院や王子病院をはじめとする二次救急地域中核病院は、東胆振全域の地域医療を担っている。地域医療の重要性を鑑み、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、これまでどおり財政措置等の支援を講じ、医療機能の充実・専門医師の確保・医療機関の負担の平準化などに取り組むこと。

- (2) 苫小牧市内全域の医療体制を守るためにも、行政が民間医療機関の状況を把握し、医療従事者の負担軽減や医療装備品等の援助など支援策の検討を行うこと。さらには、いまだ続くコロナ医療の役割を担う医療機関に勤務する職員の処遇改善事業を推進すること。

3. 自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 自立支援と子どもの貧困対策

生活困窮者をはじめ高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの充実は、長引くコロナ禍の中でその重要性が高まってきている。制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携させるため「ふくし総合相談窓口」を設置して対策を打っているが、更なる充実に向けて今後も強化すること。

(2) 高齢者等への生活支援の充実

苫小牧市においても人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立しがちで、かつ経済的な困難を抱える単身高齢者や制度の狭間で複合的な課題を抱える方や世帯も少なくないことから、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の関係団体と連携し、具体的な生活支援策を更に推進すること。

4. 暮らしの安心・安全の構築

- (1) カーボンニュートラル推進による、雇用・暮らしをはじめとした地域経済・社会への負の影響を最小化させる対策や、「グリーン」で「ディーセント」な産業・雇用の創出など「公正な移行」「グリーンリカバリー」の実現のための対策を講じること。
- (2) 大規模自然災害発生時において、緊急速報メールなどプッシュ型配信の普及を強力に進めるとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、住民にその内容を周知すること。
- (3) 冬季間の除雪については、勤労者の健康と安心・安全を確保するため凍結路面の解消、除雪基準の見直しを行うこと。

5. 港湾荷役作業に伴う改善策・防災対策について

- (1) 除雪についての助成制度の継続・維持と予算の向上を図ること。
- (2) 港湾労働者が安心して働ける環境を整備し、4年前の胆振東部などの大規模災害発

生時における苫小牧港の港湾機能低下を最小限にするため、港湾関係者など一層の連携強化を図ること。その中で大規模災害発生を想定した苫小牧港全体での避難訓練を実施すること。

- (3) 物流・運送業界の2024年問題は極めて深刻な課題であることから、労働者不足を解消するための具体的な対策を講じること。
- (4) 港湾の役割や仕事内容などを広く周知するためのデジタルコンテンツの製作や、出前講座の普及拡大を図るとともに、インターシップやマッチングアプリ等による港湾関係労働者の人材確保に努めること。

6. 対外政策について

- (1) 全国で核兵器否定を明確に宣言しているのは、神奈川県藤沢市（1995年）、苫小牧市（2002年）長崎県時津町（2008年）の3自治体しかない。苫小牧市民の平和を願う強い気持ちが形となった大切な「苫小牧市非核平和都市条例」施行から今年で20年を迎え、各種取り組みを継続して実施していることに敬意を表するとともに今後も継続した取り組みを行うこと。
- (2) 毎年繰り返して計画される米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地訓練移転は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、安心・安全に対する多くの市民の願いを踏みにじるものである。今後の千歳基地での訓練実施の中止を求めること。また、訓練移転にあたっては、市街地上空を飛行させないため、防衛局との協定を交わすこと。
- (3) 不定期に「親善および友好」を口実とした米艦船の苫小牧港への入港は、苫小牧港の軍事的利用を常態化させる危険なものである。「日米地位協定第5条」には、通告だけで自由に入港できるとの定めはないことから、港湾管理者の判断・権限であることを明確にすること。また、「日米地位協定」などを理由に入港許可を求めてきた場合は、核兵器不搭載の証明を文書で求めることを国に強く働きかけること。

以 上